

写

議案第 六十一号

農村地域農業構造改善事業東小鹿地区ほ場整備事業計画についての
議決の一部変更について

次のとおり農村地域農業構造改善事業東小鹿ほ場整備事業計画についての議決（昭和五十五年三月二十二日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年六月十七日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾五年六月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三 工事の概要中「区画整理一四、六ヘクタール」を「区画整理一五、九ヘクタール」に改める。

四 事業費中「九八、七〇〇、〇〇〇円」を「一五七、〇〇〇、〇〇〇円」に改める。